

衆議院海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び 我が国の協力支援活動等に関する特別委員会ニュース

平成 21.7.10 第 171 回国会第 9 号

7 月 10 日（金）第 9 回の委員会が開かれました。

1 北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案（内閣提出第 69 号）

- ・中曽根外務大臣、金子国土交通大臣、浜田防衛大臣、河村内閣官房長官、伊藤外務副大臣、北村防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

長 島 昭 久君（民主）

- ・北朝鮮によるミサイル発射及び核実験等を受けた現在の事態が、政府の例示する周辺事態の類型に当てはまり得るにもかかわらず、周辺事態と認定されないことの原因を伺いたい。
- ・今回、貨物検査活動を集団安全保障措置ではなく警察活動として整理した理由について伺いたい。
- ・本法案との整合性の観点から、周辺事態に際して実施する船舶検査活動法を見直す必要性について、河村内閣官房長官の見解を伺いたい。

中 谷 元君（自民）

- ・いわゆる核密約文書について、その有無を含めて報道の事実関係を伺いたい。
- ・核兵器を搭載した米艦船の日本領域内の通過及び寄港を認めるべきであると考え、河村内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・拉致・核・ミサイル問題の解決をはかるため、日朝間の交渉準備を進める必要性について、河村内閣官房長官の見解を伺いたい。

佐 藤 茂 樹君（公明）

- ・国連安保理決議第 1874 号が要請する貨物検査を行うために法整備が必要であると政府が考える理由は何か。また、今国会で本法案を必ず成立させるという河村内閣官房長官の決意をお伺いしたい。
- ・ソマリア沖・アデン湾の海賊対策と異なり、今回の貨物検査は海上保安庁で十分対応できると思われるが、貨物検査を実施するための能力についての海上保安庁の見解をお伺いしたい。
- ・本法案第 9 条第 2 項における「海上保安庁のみでは対応することができない特別の事情」として、どのような事態を想定しているか。

平 岡 秀 夫君（民主）

- ・本法案における貨物検査は、我が国による警察権行使と国連憲章上の集団安全保障措置の両面性を有していると思われるが、河村内閣官房長官はどう考えるか。
- ・現行法上、第三国の船舶に対する公海上での貨物検査を海上保安庁が実施することは可能か。また、自衛隊が海上警備行動における海上保安庁法第 17 条第 1 項の準用により貨物検査を行うことは可能か。
- ・貨物検査を実施するにあたっては諸外国との協力・連携が欠かせないと思われるが、本法案にそのような規定が入っていないのは何故か。河村内閣官房長官の見解を伺いたい。

赤 嶺 政 賢君（共産）

- ・自衛隊の与那国島誘致について、誘致が実現することにより中国や台湾との緊張を高めることになるとは思われないかと思われるが、防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国は対北朝鮮全面禁輸と北朝鮮籍船の入港を禁止していることから、我が国は国連安保理決議第 1874 号が求める禁止条項については、既に措置しているということになるのか。
- ・本法案に基づく公海上の貨物検査について、米軍により追尾された北朝鮮籍の貨物船「カンナム号」の事案のようなものも想定しているのか。

阿 部 知 子君（社民）

- ・我が国の対北朝鮮政策について、「対話と圧力」の対話部分を今後どのように進めていくつもりなのか。
- ・我が国周辺地域における核兵器の先制不使用に関する中曽根外務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案第 9 条第 2 項の自衛隊の海上警備活動に係る規定がある場合とない場合では、何か違いがあるのか。